

○自動車教習所の届出等に関する規程

(平成4年10月26日公安委員会規程第6号)

自動車教習所の届出等に関する規程を次のように定める。

自動車教習所の届出等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第98条第2項の規定により、自動車教習所(以下「教習所」という。)が岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出をする場合に必要な手続き等を定めるものとする。

(教習所の届出)

第2条 教習所の届出は、教習所を設置し、又は管理する者(以下「管理者等」という。)が、法第98条第2項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第31条の5に定めるもののほか、次に掲げるものを添付して届出するものとする。

- (1) 教習に従事する職員等の名簿
- (2) 教習所の施設等についての書類

2 前項の届出は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める様式により行うものとする。

(届出事項の変更等)

第3条 管理者等は、届出をした教習所を廃止したとき又は届け出た事項に変更があったときは、廃止し、又は変更した事項等を明らかにした書類等を添付して、速やかに公安委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出の手續等は、本部長が別に定めるところにより行うものとする。

(指導又は助言)

第4条 本部長は、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、届出をした教習所の職員に対する講習会等を行うほか、教習の態様に応じて必要な指導又は助言を行うことができる。

(備付書類)

第5条 届出をした教習所は、次に掲げる書類を備え付けるものとする。

- (1) 第2条の届出に関する書類の写し
- (2) 公安委員会からの指示書類及び連絡書類
- (3) 公安委員会への報告書等の写し
- (4) 教習原簿

(報告)

第 6 条 届出をした教習所の管理者等は、教習所において重大な事故が発生したときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。